

ジシアンジアミドの取扱いについて

（昭和42年10月24日）
42 畜 B 第3393号

農林省畜産局長

昭和42年9月29日付け42神肥第2562号をもって照会のあったこのことについて、下記のとおり回答する。

記

1 ジシアンジアミドの取扱いについて

本物質は、飼料として栄養的に無価値のものであり、蛋白質増量剤として使用されるものであるため飼料の品質改善に関する法律第15条の異物であると判断される。

したがって、本件に関して貴所のとったこれまでの措置は適切であったと考えますが、今後における措置についても遺憾なきを期されたい。

なお、本物質が今後とも蛋白質増量剤として使用される恐れが多分にあるので、貴管下の製造業者等の関係者に本物質が異物であることを十分周知徹底されたい。

2 ジシアンジアミドの試験について

東京肥飼料検査所において動物試験等を行なう予定であるので、収去した当該資料を同所あて送付されたい。